

公 告

下記の物件の借入れについて、制限付一般競争入札を次のとおり行う。

令和6年1月19日

静岡市長 難波 喬 司

記

1 入札執行者

静岡市長 難波 喬司

2 担当部局

〒424-8701 静岡県静岡市清水区旭町6番8号
静岡市子ども未来局こども園課
電話番号 054-354-2633

3 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和6年度 子こ委 第1号 こども園電子複合機賃借業務その1
電子複合機 32台

(2) 施行（納入）場所

静岡市立上土こども園外31箇所

(3) 業務概要

電子複合機の賃借業務（保守含む）

(4) 施行期間（借入期間）

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から入札執行日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 仕様書に基づき、機器等を指定した日までに確実に納入できる者であること。

(4) 仕様書に基づき、機器等の点検・整備、修理等の保守対応を実施できる者であること。

(5) 本社、本店等の主たる営業所又は静岡市との契約において物件の借入れの入札契約に係る委任を受けた営業所を静岡市内に有すること。

(6) 静岡市の物件の借入れに係る競争入札参加資格者として認定されている者であること。

5 この入札の対象者

次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加することはできない。

(1) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以

下同じ。)の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者

(2) 申請日から入札執行日まで静岡市入札参加停止等措置要綱(平成24年4月1日施行)による入札参加停止措置の期間中である者

(3) 次のアからエまでに掲げるものは、それぞれその組合員又は構成員と同一の入札に参加することはできない。

ア 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合

イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会

ウ 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

エ 法人以外の共同受注を行う団体

6 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和6年1月19日(金)から令和6年1月29日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 交付場所

上記2に同じ。

(3) 交付方法

無償で直接交付する。

7 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書及び資料を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年1月19日(金)から令和6年1月31日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 提出書類

入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料

(3) 提出場所

上記2に同じ。

(4) 提出方法

持参

8 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。

(2) 入札執行日時

令和6年3月1日(金) 午前10時

(3) 入札の場所

静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所 清水庁舎9階 文書室

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 最低制限価格

なし

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札心得において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 照会窓口は、静岡市子ども未来局こども園課電話番号 054-354-2633 とする。

(3) 落札決定から契約締結までに、暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認めるものであることが判明した場合には当該落札決定を取り消し、契約を締結しない。

(4) この業務に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この業務に係る予算の減額又は削除があったときは、静岡市は、この契約を変更又は解除することができる。

(5) 詳細は、入札説明書による。